

ユニットケア研修実施要項の新旧対照表

旧（2020年度～2023年度）	新（2024年度以降）
<p>第4章 新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う取扱いの特例</p> <p>(研修方法の特例 第19条、第21条関係)</p> <p>第29条 ユニットリーダー研修のうち実地研修については、新型コロナウイルス感染症対策を優先しなければならないことから、その実施が困難な状況が続き、未実施者が累積しているところであるが、感染症の状況に応じて、適切な対策の下で順次実施することとする。実施に当たっては、「ユニットリーダー研修実地研修実施要領」に基づくとともに、関係自治体及び実地研修施設等と十分協議するほか、2019年度、2020年度の実地研修未実施者を最優先とし、次いで2021年度、2022年度の実地研修未実施者、2023年度受講者の順とする。</p>	<p>第4章 新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う取扱いの特例</p> <p>(研修方法の特例 第19条、第21条関係)</p> <p>第29条 ユニットリーダー研修のうち実地研修については、適切な感染症対策の下で慎重に実施をしてきたが、いまだに未実施者が累積しているところである。2019年度、2020年度の実地研修未実施者を最優先とし、次いで2021年度、2022年度の実地研修未実施者、2023年度受講者の順に実施することとする。なお、2024年度以降は、第4条に定める募集要項が従前の「講義・演習と実地研修が対となる研修方式」となることから、実地研修未実施者の案内も募集要項に含めて実施する。</p>
<p>(講義・演習修了証明書の発行 第25条関係)</p> <p>第30条 ユニットリーダー研修については、第19条に定める講義・演習による研修を修了した受講者には「講義・演習修了証明書」（別紙様式5）を交付する。また、その者が、同条に定める実地研修・プレゼンテーションを終了したときは「修了証書」（別紙様式1）を交付する。</p>	<p>(講義・演習修了証明書の発行 第25条関係)</p> <p>第30条 ユニットリーダー研修については、原則、第19条に定めるとおりとするが、実地研修における未実施者の累積が多ことから講義・演習の修了後、実地研修までの間に相当の待機期間が生じる受講者については、講義・演習に係る全ての課題を提出していることを条件に、必要に応じて「講義・演習修了証明書」（別紙様式5）を交付することができる。</p>
<p>(募集要項の変更 第4条関係)</p> <p>第31条 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、ユニットケア研修のうち講義・演習による研修をオンラインで実施することから、当分の間、募集要項を「ユニットケア研修（講義・演習）オンライン開催用受講者募集要項」とする。</p>	<p>(募集要項の変更 第4条関係)</p> <p>削除</p> <p>*本来の「講義・演習と実地研修が対となる研修方式」で実施するため。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日) 本要項は2023年2月6日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日) 本要項は2024年2月28日から施行する。</p>